

令和 8 年

# 議会運営委員会記録

令和 8 年 4 月 9 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年4月9日（木曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時59分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	副 議 長	待 鳥 美 光 議員
委員外議員	松 永 靖 恵 議員	委員外議員	吉 田 活 世 議員

◇欠席委員

議 長 小 嶋 智 子 議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
議事課長補佐	大 沢 明 子	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件8 議長の諮問に関することについて  
議会改革について
- ・「和光市議会議員政治倫理条例の見直し」

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、オブザーバーとして副議長及び松永靖恵議員、吉田活世議員に出席を求めていますことを報告いたします。

なお、議長は体調不良により欠席届が出ています旨、報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革について。案件は項目31番、和光市議会議員政治倫理条例の見直しについてです。

4月6日の議会運営委員会で配付しております内田委員にまとめていただいた和光市議会議員政治倫理条例の見直し案を含め、御意見をいただきたいと思えます。

まず、初めに内田委員からまとめた内容について、少し御説明をいただければと思えます。よろしく願いいたします。

○内田あや委員 お手元に配付しております、和光市議会議員政治倫理条例に関する協議事項という用紙を御覧いただければと思えます。

3月末に各会派でまとめた意見を事務局のほうからいただいておりますので、こちらはそれを条項ごとに比較表でまとめさせていただいたものです。1枚目のところには、各会派が、各条項に関して意見を出してきているかという表をつけさせていただいております。本日の進め方については、委員長にお任せするところではございますが、個人的には意見が多かったところを先行して意見を交換していく。一旦皆さん持ち帰り会派で御検討いただいていると思えますので、参考資料として1枚目はつけさせていただいております。

○吉田武司委員長 今、内田委員から進め方について、意見が多いところから進めたほうがいいのかという御意見がございました。

また、内田委員にお尋ねしますけれども、一番最初に配られたこのまとめたものと、全議員に配られたときのものと変更点があるような話がありましたけれども、その点について御説明をお願いします。

内田委員。

○内田あや委員 変更点は誤植でございます。会派の名前であったり、あとは漢字が間違っていた等でございますので、趣旨のところは変更しておりません。

○吉田武司委員長 進め方についてはいかがいたしましょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど、皆さんからの意見が多いところを先に検討すべきではないかというようにお話があったんですけれども、例えば、市民への調査請求権とか審査会の設置等の具体的なことを話し合った後に、目的について話し合いましたとなった場合、その目的と手段というのは、必ずしも完全にイコールにならなくなる可能性もあるのかなというふうには、何となく聞いていて思ったんですけれども、例えば、背景とか目的、定義というところをしっかりと固めた上で具体的に進めるほうが手戻りが少ないのではないかと考えたんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 それでは、目的、第1条から進めるということによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのように進めていきたいと思います。

第1条、目的について、公明党と新しい風・希望から意見をいただいていますので、少し御説明をいただければと思います。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党会派としましては、まず、制定から20年以上が経過して今の基準に合っていないとか、禁止事項はあるが手続とか透明性、説明責任について弱いなどの問題点を挙げた上で、目的の部分をもっとすっきりとさせるように少し短くしてまとめたものになります。新しい風・希望のほうからも、4点にわたって問題点を指摘されているので、それと併せてまた、皆様から御意見をいただければと思います。

また、ここに書いてあるとおり、「この条例は和光市議会議員が市民全体の代表として使命を自覚し、議会に対する市民の信頼を確保するため、政治倫理に関する基準及び手続を定め、議員の行為の透明性及び説明責任を確保することを目的とする」といった文章に変えたらどうかという提案をさせていただいております。

あと、新たに定義の追加というものを下に3点上げさせていただきましたが、ここについては、公明党だけが出している定義で、もしかしたら時間がかかるかもしれないので、ここについては後ほどでもいいかということも提案させていただきます。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 私どものほうでは、目的規定もありますけれども、まず、全体条文、言葉の使い方、用語の使い方は一義的であるべきで、幾つにも解釈できるような用語は使わないようにするという前提をしております。それから、全体的な流れとしては、やはり、調査の対象となる議員の人権、権利というようなものも当然確保されるべき内容を盛り込んでいく必要があるのかなと考えています。

目的のところは、これは議員の倫理というか、議員の行為について定めるということでありますので、私どものほうではハラスメントの防止も言っているもので、市民全体の利益のために職務を公正かつ誠実に遂行し、私的利益の関与及び不当な行為を排除し、市政に対する市民の信頼を確保するため、議員の行為に関する規範及びハラスメント防止に関する事項を定め

ることを目的とするということで、条例の内容については目的規定の中で定めたほうがいいのではないかと考えております。

○吉田武司委員長 以上で、説明が終了しました。

説明に対して御意見、質問などございますでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も今、お話を聞いて目的の部分については改正の必要性があるというふうに考えております。

理由としては、今までの条文ですと目的の最後の部分、「市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民主的な社会の発展に寄与することを目的とする」となっていて、具体的にそれがどういうことを目的としているかというところが正直定まっていなくて、公明党の提案内容でいうと、議員の行為の透明性及び説明責任を確保するというように定義、目的を明確にするということは趣旨に即しているのではないかなと思います。

ですので、基本的にはこの目的に即して、厳密にその説明責任とはどういうふうに果たしていくのかとか、あとは、議員の行為とはどういうふうにしなければならないのか、というところをちゃんと規定していくという立てつけにできる目的案だと思いますので、方向性としては公明党の案が望ましいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 あくまでこの元の条例は倫理条例ということで、議員はこれを守りましょう、そして、それを守らなかったならば、こういう手続でやりましょうというのがこの条例の内容で、議員本来の活動については議会基本条例で定めているので、この条例は後埋めで、議員のこの個別の条例に即するような活動をしましょう、そして、私どもの考えたのは、倫理ということではなく、仮の言葉ですけれども、行為規範、あと、ハラスメント防止に関して定めます。それについてはこういうことで、それに違反する行為があるならばこういう手続でこういう措置を取ります。結果としてこのような報告なり、こういう最終的な措置を行うものとするという流れで考えてやっておりますので、議員全体の活動ということであって、それはあくまでも元は倫理条例ですので、それをどうするかということの目的からいくと、従来でいけば、言葉で言えば倫理、私どもで考えているのでいくと行為規範、この辺は検討が必要なのかもしれませんが、それについて定める条例なんだということが目的できちんと定められる必要があるのかなと考えております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 皆様のお話を伺って、私もここは改める必要があると感じております。公明党が出していただいているもの、非常にクリアで分かりやすいかなと思いますので、ここを基準に、例えば、新しい風・希望のほうで不足分があれば、そこについて再度提案していただくというところがいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 それならば、条文そのものも新しい風でつくってあるので、それを配付させていただけるならば、コピーして配付しますがいかがでしょうか。そうすれば、突き合わせが速く進むのではないかなと思いますが、その辺を協議していただければ。あるいはまた、改めて協議するということならば、それはそれで結構です。

○吉田武司委員長 条文の見直し案をつくってあるということは、全部の条文をつくってあるということですか。

菅原委員。

○菅原満委員 それぞれの条文についてだけですけれども、それについてこういうことが考えられないかという、あくまでも試みの案です。今回は問題点を出してほしいということだったので、そこまでにとどめたということで、書き換えを出していいのかというのがちょっと分からなかったのです。

○吉田武司委員長 ほかの幾つかの会派からは出ているんですけども、私たち緑風会もまだ、その問題点だけの定義だと理解していたので、そういう条文の変更分については出していなかったのですが、菅原委員のほうから、今、その条文見直し案の内容について、皆さんにコピーをお配りしたいということなんですけれども、よろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 配付をお願いするに当たって、私どものほうも問題点についてどうするかということで、当初は緑風会と同じように考えていたのですが、条文に突き合わせて問題点を挙げたほうが分かりやすいのではないかとということで、当初は挙げていたという経緯があるので、案そのものを出していいのかというのはちょっと判断しかねる状態だったという前提があります。

○吉田武司委員長 それでは、菅原委員のほうから申出がありましたので、それを許可しますので、事務局のほうでそのコピーをして、配付していただければと思います。

休憩します。（午前 9時48分 休憩）

再開します。（午前 9時57分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 配付を許可いただきましたのは、今後一つ一つ協議していくに当たっての説明の資料ということで、御参照いただければと思いますので、委員長のほうで取り計らいをお願いします。

○吉田武司委員長 目的の第1条についていろいろな御意見をいただきました。

公明党の目的規定の明文化のところ、皆さん、少し一致ができてきているのかなというふうにも思っているのですが、新しい風・希望からも目的等が出されておりますので、そのところについてももう少し御意見をいただければと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 この協議は、倫理条例の見直しということなので、先ほど来申し上げています

けれども、この条例はあくまで議員の倫理あるいは私どもの案では行為規範というような形にしていますけれども、それらについて手続を定めるのがこの条例の目的だという、本来の目的規定の趣旨に沿った文章立てということが望ましいのではないかとということで、今日は意見を述べさせていただきます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 公明党と新しい風・希望に今回出してもらった資料を見比べている中で、大きな違いとしてはハラスメント防止に関するところを目的に盛り込むのかどうか大きな差異かなと思っています。まず、前提として、ハラスメントというのはやってはいけない行為だというのは、多分皆さん、共通認識としてあるとは思いますが、では、今回の政治倫理条例にそのハラスメントを入れるとなると、例えば、今、現行であるパワーハラスメントに関する法律であったり、それらとの整合性を図っていく必要性が出てくると思いますので、この難易度はかなり上がってくるのかなというふうに思っています。

それに対して、そのハラスメントに関しては、今既存にあるハラスメントに関する法律を基に行っていくという、ほかの法律で対処できるのであれば、特段記載しなくてもいいのかなと思います。なので、ハラスメントをなぜ、ここの目的条項に入れなければいけないのかという理由を、もう少し教えていただくとありがたいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 倫理条例にはなかったわけですが、やはり、議員の行為についてきちんとした行為規範を定めるということであるならば、ハラスメントについても当然この条文の中に入れていく必要があるのではないかとことです。ハラスメント条例を単独でつくるのがいいのか、あるいは行為規範及びハラスメントに関する条例というふうにしたほうがいいのかは、今後御協議いただければ結構な話で、取りあえず今回は目的としてどうなのかということで、議員の行為規範、倫理ですから、その辺でいけば当然ハラスメントというのも入ってくる必要があるのではないかとことを私どもは申し上げていましたので、こういう目的、条文のタイトル及び目的規定としているということでもあります。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 今、ハラスメントという言葉がここに書かれているわけなんですけれども、片仮名、これは原義のほうは古代フランス語であるというふうに出ているのですが、やはり、これは条例なので、きちんと原義をたどれる言葉で私は構成されていくべきなのではないかなと思っています。ハラスメントという意味を明確に示す、できれば日本語でやるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 取りあえず問題点を挙げて協議をして、またここで協議していく内容が出れば、それについてはメモのところで記述し、協議をしていくということで、逐語的にやろうとするならば、私的利益だとか相反だとかいろいろ出てくるので、取りあえず協議をして問題点につ

いて挙げてもらい、それについてまた報告するというやり方で、先に協議事項で上げてもらったことを進めていったほうがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 それでは、目的についてほかに御意見ございますでしょうか。

今、ハラスメント防止についての御意見もございましたけれども、そのようなことも踏まえてまた、各会派に持ち帰って御協議いただければと思いますけれども、そのような形でよろしいですか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 持ち帰るということに関してなんですけれども、先ほどほかの委員から意見がありましたけれども、例えば、提案していただいた会派ですり合わせをしてもらって、最後に出してもらう形がいいのではないかというようなお話があったかと思うんですけれども、提案していない会派は、取りあえずこれを待つという形でもいいんですか。

○吉田武司委員長 今、鎌田委員から意見がありましたが、提案をした会派ですり合わせをして、またこの条文を直していただき、それを新たに提案して、またそこで協議をするということでもよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、提案会派の公明党、また、新しい風・希望でこの内容についてすり合わせていただいて、また、先ほどのハラスメント防止のところについても協議していただければと思います。よろしいでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 私もその進め方でいいと思います。

あと、今後のところで、もし、よろしければ今日出た論点をテキスト化して、ここのメモか何かにまとめて、皆さんに再度配付したほうが論点の認識が合うのかなと思って、差し支えなければ私のほうで追加の下絵をさせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 今、内田委員のほうから論点について、メモのところに追加をしていただけるということなんですけれども、このことについていかがでしょうか。よろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 その場合、やはり、ここでその協議する内容、目的のところこういう協議をするということを確認した上で進めていってもらえればと思うんですけれども。

あと、もう一つ、ハラスメントの関係は、各自治体あるいは地方議会でも片仮名のハラスメントの条例というのがありますので、ハラスメントについては各法律で定められていますけれども、基本的には厚生労働省で類型が示されているということもあるので、それに基づいて規則で落として対応するというふうにしてあります。

というのは、法律が変わった場合に、また、ハラスメントに対する対応が変わっていくとなると、条例改正ではなく、ハラスメントについて条文上で書いて、規則で落として対応していくほうが法律の改正に伴って対応していきやすいのではないかなということも考えてはおります

けれども、それは先の話で、取りあえず目的のところということになります。

先ほどのお話があったので、御説明させていただきました。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ありがとうございます。

では、第1条に関しては見直しの方向で考えるということで、その内容についてはハラスメントに関して明記するかどうかという内容でメモのほう、まとめさせていただきます。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

では、あとは定義について。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 ちょっと補足でよろしいでしょうか。

ハラスメントに関しては、ハラスメント防止で何らかの議員側の規定を決めていくということは、前期だったと思うんですけども、話が出ていて、それで、そもそも条例としてつくるのか、それとも、その頃、当時事務局にいらした局長のほうから政治倫理条例の中にはめ込むこともできると。一から条例をつくるよりはそのほうが手続としてはやりやすいというふうな、いずれにしてもこの条例を見直さなければいけないので、そこでやってもというふうな話を受けていて、それで、それを今期に引き継いだということがあるので、これはつくらなければという話が出てから相当年数がたっているんです。ですので、できれば今期中に実現したいなという思いはあります。

ただ、それが条例として一からつくるのがいいのか、倫理条例の中でつくるのがいいのかというのは、この前議運の中で話し合いましたよね。その結論が出ていないのかなとは思いますが、すけれども。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 今、お話に出た前議会事務局長というのは、現在の教育部長のことですか。

〔「事務局長は関係ないですよね」「いつ頃のことですか」という声あり〕

○吉田武司委員長 議員のハラスメント防止というところで、議会改革の中の旧項目、5番、11番です。今後この策定についてどうしようかというのをこれからまた、話していくところになるかと思うんですけども。

待鳥副議長。

○待鳥美光副議長 この条例の中でもできるという話は、別にそれを勧められたという話ではなくて、ちょうど期の引継ぎの時期にそういう形でもできるし、ただ、時期は早急に取り組んだほうがいいですねという話をしたということで、それは公式な話ではなくて、今、お名前の方ではないですけども、個人的に話したということがあるので、ただ、それは条例でつくるのか、この政治倫理条例の中ではめ込むのかというのは、この全議会で話し合うことなので、それもできるよねというだけの話です。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 ハラスメントを入れ込むかどうかでちょっとお伺いしたいんですけども、これ、ハラスメントを規定した場合に、政治倫理審査会において審査することを前提に考えられているという理解で合っていますか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 ここではあくまでもハラスメントの禁止及び申入れ調査ということにしておりますので、当然調査対象になるということでもあります。議員の行為についてもハラスメントについても、当然申出についてもきちんとした歯止めではないですけども、手続を定めて行うということで、全体の行為規範の中で定めていくということにしております。審査会も当然、内部だけではないということですので。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 今の質問の趣旨としては、ハラスメント条例として単独でつくる場合と、政治倫理条例として組み込んでいく場合で大きく違う点としては、政治倫理審査会でハラスメントを審査するかどうかにかかってくると思うんです。そのハラスメントを本当に審査する能力がちゃんとここで担保できるのであれば、私はここに入れていくということも検討に上がると思うんですけども、本当にそのハラスメントを審査する体制をこの条例でつくっていくというと、専門家を多く入れていったりとか、また、新たにハラスメントの審査をするときと、例えば、利益相反を審査するときは全く違うことになりますので、その審査体制とかもまた議論していかなければいけないというハードルがあるのではないかなというふうに思います。若干その政治倫理審査会のその審査会制度においてハラスメントというのがちょっとなじまない可能性があるのではないかという懸念を持っているところです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 利益相反の審査とハラスメントの審査が別物という、その辺を御説明いただけますでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 利益相反の審査とハラスメントの審査での大きな違いとしては、被害者と加害者がいるということです。被害者のヒアリングと加害者のヒアリングが食い違う場合が多くある中で、本当にそれが中立な形で担保できるかというところがハラスメントを審査する上で難しいところです。

利益相反に関しては、例えば、収賄があった場合に、そのお金の移り変わりというのは必ず明確に出ていなければ対処できないはずですから、そこについて必ず証拠が出た上で審査される。一方で、ハラスメントというのは、言った言われたの関係で、本当にそれが言われたのかどうかとか、録音が残っていない限りそれを審査することは難しいと思いますので、そこがそのハラスメントとか利益相反で審査する上での難しいところかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 今の議員の発言に沿ってなんですけれども、ハラスメントの場合はハラスメントの認定をしなくてはならない。そのときに中立というか、あと、確実性、現実的にどうなのかというところ。双方に対等な権利を持たせてあげなくてはいけない。それが担保されず盛り込んでしまったら、言われたら終わりという状況が生まれてしまうと。これは大きな懸念だと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 その辺は倫理条例もですけれども、疑惑のおそれということで行くと、言われてしまうとそれで終わってしまうというところが現在の条例だと、なかった場合の人権、名誉回復がないし、ないにもかかわらず公開されてしまうというようなことになると、その辺の流れというのはハラスメントも利益相反も同じで、特に利益相反の部分については、法律も改正されて明確な報酬の授受ということが、たしか、書かれていたのかなというふうに記憶していますけれども、利益相反についても審査できるのかどうか、捜査権はないわけで、その辺についても同じような立ち位置になってくるのかなと思いますけれども、あくまでも目的のところなので、最終的にどうするかというのは協議していただければ結構ですし、ほかの条例でやるならばやるというようなことで、いずれにしろ目的のところに入れ込むのか、入れ込まないのかというのは論点のメモで残るわけなので、定義以降での協議を進めてもらえればと思います。

○吉田武司委員長 その辺についても、今、皆さんの御意見を踏まえて各党派で協議していただければと思います。

公明党のほうから定義について、この第1条に入れるというところの提案がありましたので、その説明をしていただければと思います。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 先ほど定義についてはまた、中身を見ていった上でというふうなことをちょっと発言したんですけれども、今、新しい風・希望のほうからいただいているこの試案を見ますと、目的と定義はやはり関連性があるので、先ほど言っていた内容も含めて目的と定義をすり合わせするという方向性でいかがでしょうか。

あと、公明党としましても、この目的には入れていなかったのですが、このハラスメントについては今、皆さんから意見がいろいろ出たとおり、この目的に入れるかどうかというのがすごく重要になってくるなと思ったので、そこも目的の中に入れるかどうかについては、すり合わせで決めていいのかどうか。今、皆さんの協議、意見をいただいた上で公明党と新しい風・希望のほうですり合わせるという形で大丈夫でしょうか。

○吉田武司委員長 今、伊藤委員のほうから提案がございました。新しい風・希望のところと同じ定義が出ているので、すり合わせをしてもいいかということなんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

ほかに御意見ございますでしょうか。

松永靖恵議員。

○松永靖恵委員外議員 公明党が定義の追加というところで、政治倫理審査会とはというような御提案がありました。審査会というのも既に条例の中に規定されているので、特段その追加は必要はないのかなというふう感じたところです。

○吉田武司委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、第1条、目的と定義の追加というところで、提案会派のほうですり合わせをしていただき、次回また協議をしたいと思います。よろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 公明党と新しい風・希望ですり合わせ、協議するということですが、その辺の内容についてもつまびらかに報告をしたほうが良いという理解でよろしいでしょうか。

要は、こういうことでこういう形になりましたという、まとまったものだけではなくて、こういう経過でまとまったところまで入れたほうが良いという理解でよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 そのようにしていただいたほうが分かりやすいのかなと思いますけれども、皆さん、いかがですか。

内田委員。

○内田あや委員 イメージ、口頭でもいいかなと私は思うんですけれども、このすり合わせの結果こうなりました、こういうところがポイントでしたと次回お話しいただくのがいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 すり合わせした条文の説明を補足でこういうことがありましたという、口頭での説明をいただく形でよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにお願いいたします。

次に、第2条についてお願いいたします。

新しい風・希望から第2条、議員の責務について提案をいただいているかと思うんですけれども。

菅原委員。

○菅原満委員 定義は定義で議員の責務は責務ということで。あと、基準に当たる部分とか、行為規範ということで明確化しています。

○吉田武司委員長 新しい風・希望の試案では、議員の責務については定義が入ったため、第3条ということになっております。

菅原委員。

○菅原満委員 これについては、地方自治法の改正が行われていますので、その趣旨のつとって前条例の趣旨も踏まえながら議員の責務及び誓約ということで書いており、誓約は書面

を議長に提出するという事になっております。定義はきちんとこれはどういうものかということにしてありますが、市民については市内に住所を有するか、有権者とするか、そのほうの書き方というのはまた別かと思えます。

あと、審査会については、公明党の新設の定義にありますけれども、議会に設置する審査会ということで、議長の下ではなく、きちんとした議会の下に置かれるものかということで、明確化したほうがいいのではないかとということでもあります。所属者の設置についてはいろいろと今までも地方自治法の関係で置けるかどうかということがあったのと、議会にきちんと明確に置くという形を取ることで、当然報酬、謝礼との関係ということも出てくるということです。議会に設置してほかの議会の下に第三者機関の有識者の調査とかそういったものにしてもらうというようなこともありますけれども、取りあえず審査会の位置づけというものを明確化しておいたほうがいいのではないかとということ、定義のほうでは審査会の置き方を書いてあるということでもあります。

利益相反行為については、これも法律が変わっておりますので、いろいろな自治体、地方議会の倫理条例の関係を見ると、法律が変わった関係で、どこも倫理条例を改正しているところが出てきていますので、その法律改正の趣旨がきちんと明確化できるようにということと、第5条で利益相反行為の回避ということで、さらに詳しく落とし込んでいくという形になります。

法律の改正を踏まえた内容にしたいということで、まだ、これはあくまでも試みなので、当然協議をして修正していく、あるいはすり合わせをしていく必要があるのかなというふうにも考えています。

○吉田武司委員長 現行でいきますと、第2条に当たるんですけども、新しい風・希望の試案のところでは第3条に当たっています。この現行の第2条について、今、説明があったように地方自治法に合わせて明記したほうがいいということなんですけれども、ここはいかがいたしましょうか。御意見をいただければと思います。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、利益相反のところについては、地方自治法上の規定にのっとり記載すべきだと思います。地方自治法の原文のほうはちょっとまだ、当てられていなかったんですけども、最新のほうで合わせていく必要性があるのかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 確認なんですけれども、新しい風・希望の案としては元の条項でいうと第2条と第6条の誓約書の提出を一つの項にまとめて作成されているということよろしいですか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 定義規定を目的の次に定め、議員の責務及び誓約ということで書き込んであり、議員がこの条例について行うということになっています。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 ここをまとめるということに関して違和感はありません。ただ、元の第6条

でいうと、この議員の任期開始から30日以内にといったようなところがございましたので、そういうところをちょっとシンプル化してまとめるということが一つの変更点になるのかなというふうに理解しています。

○吉田武司委員長 現行の第6条もここにまとめるということになってしまうんですけども、いいんでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 協議していただく必要があるのと、ただ、議員の責務で議員が誓約書を提出するというので、同趣旨のものは同趣旨のものでまとめているということで、いつまでということ新しい風・希望のほうでは書いていない。だから、それを書き込むならば書き込むということで、その辺を協議していけばいいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 まとめるというところには、先ほど繰り返しになりますが、違和感はありません。公明党が第6条のところで訂正案を出されているので、ここでセットでお話いただくのがよいかと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党のほうで出している第6条の提案も含めて、この新しい風・希望の第3条、議員の責務のところまでを併せてすり合わせるようにさせていただきたいと思います。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 内容としては理解したんですけども、まず、前提として元の文章の第2条に当たる議員の責務については、元の文章がかなりシンプルにつくられているんです。議員は市民全体の代表者であるということと、責任を自覚してその使命の達成に努めなければならないというような、努力義務型の責務というような形なんです。

一方で、かなり追記していくパターンになりますと、例えば、新しい風・希望が出している形ですと、その第3条、2のところ、誠実及び透明性を確保しなければならないとか、あとは、信頼を損なうような行為をしてはならないというように、行為規範まで及んでしまう可能性もあるのかなというふうに思っていますので、役割としては第2条はシンプルに元の文章の記載が私は望ましいのではないかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 新しい風・希望の試案では第3条に当たりますけれども、地方自治法が改正されているので、その地方自治法の改正の趣旨を入れたということになります。やはり、その辺は地方自治法できちんと明記されていると。議会での権限を行使するに当たっては第92条、第89条で前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないという趣旨を生かして、こういう書き方にしていると。確保するとともに信頼を損なうような行為をしないというのがこの条

例の趣旨です。かつ、誓約書を提出するというのは同趣旨の内容なので、まとめてあるというのが、新しい風・希望の第3条の趣旨です。

○吉田武司委員長 現行の第2条、また、新しい風・希望からの試案第3条について、今、御説明がありました。これを改定するかどうか、また、ここの部分を第6条と併せて変更するかというところを各会派に持ち帰って、また、協議をしていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 その方向で違和感ございません。

ただ、その上で公明党に質問なんですけれども、3点定めていただいているかと思いますが、1点目の誓約書を議長に提出することに関してはもともと不変かと思います。2点目の毎年1回というところは変更点になるかと思います。ここでの背景、毎年とすべきだと思われたところがあればというところと、3点目、住所その他不必要な個人情報を記載させてはならないとのことですが、ごめんなさい、私が現行の書式を事前に確認しておらず申し訳ないのでも、ここも何か問題意識があったのであれば教えてください。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時43分 休憩）

再開します。（午前10時44分 再開）

内田委員。

○内田あや委員 先ほどのところなんですけど、意見として毎年、現行は改選の都度というところで、特段1年ごとにしなくてはいけない理由がないのであれば、現行のままでいいのかなと考えています。また、3番の書式に関しては現行でも名前と印鑑のみというところなので、そのままでいいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 それでは、今の意見も踏まえて各会派に持ち帰って協議をしていただければと思います。

今のところの見直しの論点についてはいかがですか。地方自治法に沿って入れるというところと、あとは現行の第2条、また、新しい風・希望の試案の第3条になるんですけれども、その改定について各会派で話をしていっていただければと思います。よろしいでしょうか。

〔「すり合わせですよね」という声あり〕

内田委員。

○内田あや委員 そうしましたら、公明党から提案いただいている頻度の見直しと住所等の記載をしないということに関しても各会派に持ち帰るということで記録させていただきます。

○吉田武司委員長 そのようにお願いいたします。

吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 第2条について少し意見ですが、この第2条のもともとのシンプルなほうの内容というのは、議員必携に規定されているものとしっかりと合っているなというのが私の意見なんです。なので、地方自治法の改正についてはちょっと勉強不足でしたので、もう

一度調べますが、私は元の条文が一番いいのではないかなと思っています。

○吉田武司委員長 それでは、今のことも踏まえて各会派で協議をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、現行の第2条、また、新しい風・希望の試案の第3条については以上といたします。

休憩します。（午前10時48分 休憩）

再開します。（午前11時00分 再開）

次に、第3条について協議をいたします。

提案会派から説明をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤妙子委員 第3条の、基準の具体化ということで、以下のとおり少し短文にするような形でまとめて、提案させていただいております。

(1)については、市民全体の利益を最優先し、公正かつ誠実に職務を遂行することということで、文章を簡略化というか、まとめたような形になります。

(2)については、職務上の地位を利用して自己または第三者の利益を図る行為をしてはならないことということで、ここについても少し、すっきりと分かりやすいような形です。以前の文章ですと批判を受けるおそれのあることとか、曖昧というか、あまり、はっきりとしていない、すっきりとしていないので、そこについてこのような短文にまとめています。

また、(3)について公共工事、業務委託等というふうに、過去の文章ではなっていて、ちょっとリアリティーのあるような表現があるのですが、逆にそういったことよりも寄附、あっせん、口利きその他の不当な影響力の行使を行ってはならないことというような、範囲を広く、抽象的にすることによって、すっきりとするような形に文章を変えています。

あと、(4)の「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限または地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」という以前の文章についても、利益相反の状況を認識したときには速やかに申告し、必要な措置を取るというふうな文章に、ちょっとそれぞれすっきりとした形にさせているような感じで、(5)についても政治倫理審査会の調査に誠実に協力し、虚偽の報告、資料の隠蔽その他の調査を妨げる行為をしてはならないことということで、誠実さをしっかりとうたっていて、虚偽についてもしっかりとそういったことを防げる行為ということが重要になってくるので、そういったところを明文化しました。

(6)の市民に対して説明責任を果たすよう努めることということで、以前のその2、「議員は政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持たれ、道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにしなければならない」というのを、すごく短文にさせていただきました。より分かりやすくしたという形で大きな変更点とは言えないかもしれませんが、文章をすっきりさせたというような形で理解いただければと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 まちづくり市民の会からは3点挙げさせていただいております。

1点目と2点目は類似いたしますけれども、昨今地方議会において議員の不適切行為が社会的に取り上げられたりしている中で、市職員への不当な要求、過度な働きかけ防止の明確化、2点目は、ハラスメント行為の禁止、ここは目的のところ論点が挙がっていましたが、そこはハラスメントも入れていくという方向感であれば、こういったところ、セクハラ、パワハラ、その他誹謗中傷等に関して記載をしております。

3点目は、政教分離の原則を尊重する旨の明文化です。ここに関しては、私が議員になる前の出来事でございますが、前議長のところこれに疑念を抱くような事案が発生したと伺っております。私自身議員になって、この条例を一読はするのですが、やはり、こういった自分の知識不足で、私が議員になったときにこれを知らなかった可能性とかがもしかしたらあったかもしれない、そういったことを踏まえるとこれから議員になった方がまず、この条文を読んで、あ、ここは気をつけなくてはいけないんだと思えば防止にもなるかと思っておりますので、こういったところで明文化していくというのは一案かと思ひ、上げさせていただきました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新といたしましては、自治会長や自治会の役員等に関する規定が存在していないことについて記載を改めるというものになります。申し上げます。「ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（各自治会等）の役員に就任し、その活動を行うこと自体は本条に定める不正な疑惑を持たれる行為とはみなさない」というような形になります。

今の現状であったとしても、基本的には役員とかに対して厳密にそれを禁止しているわけではないのですけれども、やはり、いろいろな解釈があって、その中で自主的にやめられているケース、自治会の役員をやられていないケースがあるというふうに伺っております。ほかの市でも倫理条例を規定しながら自治会の役員になられているケースというのは多々ありますので、改めてその趣旨を明確化するという点からこのような例外規定というのを記載させていただきました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 新しい風・希望のほうでは、第4条の行為規範、あと、利益相反行為、ハラスメントの禁止について定めて、新たに明確化したという形になります。あと、寄附については政治資金規正法で認められている寄附があるので、それについては明確化しております。あとは、市の契約補助、許認可等の手続、有利不利な働きかけをしないとか、不当な影響を及ぼすという不当な介入をしない、前各号に掲げるもののほか市民の信頼を損なうおそれのある言動をしてはならないことということで、おそれのあるということで、ちょっとここは議論の余地があるのかなとは思いますが、前各号に掲げるもののほかという形にさせていただきます。5号については議論の余地があるのかなと。あと、利益相反の関係について、四

角のほうが最近の法改正に基づいて現在の倫理条例に基づきながら案としてつくって見たところですが、具体的な数字等については今後協議をしていく必要があるのかなというふうに考えております。あと、ハラスメントの禁止ということで、書いております。

○吉田武司委員長 今、御説明がありました。皆さんからの御意見をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 まず、進め方として政治倫理基準に記載をする意味というか、趣旨としては恐らくその政治倫理審査会に実際その抵触するかどうか、政治、その行為がその政治倫理基準を規範、基準としてその行為を違反とするのかどうかということ判断する際に、この政治倫理基準を定めるといふふうに私は理解しているんですけども、その基準をより明確化していくというのが今回の条例改正の趣旨かなというふうに思います。ですので、できる限りこの基準を明確化していきたいということを見ると、例えば、誠実に職務を遂行することとかだと、それが誠実なのか、不誠実なのかというふうな判断に苦慮してしまうことを考えますので、できる限りそれを客観的に記す必要性があるのではないかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 今の鎌田委員の意見におおむね賛同します。

その前のところに、議員の責務というところがあります。基本的には当たり前、当たり前というか当然やらなくてはいけないようなことに関しては、ここで内包していくという方向感がいいのかなと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 まちづくり市民の会にお聞きしますが、(6)のまたは不快にさせる行為というのはどのような行為になりますか。

不快に感じるというのは主観的なものなので、感覚的な言葉というのは条例の中だとなじまないのかなというふうに思っております。同じ行為をされても不快に思うか思わないかはその人によって違うわけです。ここの、または不快にさせる行為というのはどのような意味で使っているのか、条文に加える向きで出されたのか、ちょっと御説明のほうをお願いします。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 もともとの御質問でいうと、具体的にはどのような行為かということに関しては、その前のところに記載しているようなセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、誹謗、中傷、風説のというところですが、御指摘のとおり不快にさせる行為というのは人それぞれあると思います。先ほどの意見でもありましたけれども、より具体的な行為に限定して記載していく方向感でいうと、ここは適切ではないかと思っておりますので、ちょっと一度会派に持ち帰って、記載の内容を検討したいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 まちづくり市民の会の(7)、憲法に定める云々というところ、これを入れたのはどういう理由なんですか。この政教分離というのは国家権力というか、そういった

ものが宗教に対して介入なり、宗教的な行為を禁じるということで、公の支配に服しないとかあるわけですがけれども、それとこの議員の活動のこのおそれとかということはどういうふう  
に理解したらよろしいのでしょうか。要は憲法である政教分離というのは個人の話ではないので、これを入れた理由だけ教えてください。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 先ほどの説明と重複するのですがけれども、この基準、まずは倫理条例を新しくなった議員が見たときに政教分離の原則をしっかりと認識して、議員としての職務を行っていかなくてはいけないんだということ認識してもらおう、これが目的です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議員個人が宗教的活動に参加あるいは宗教的活動をすること自体も、おそれに入るという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 それは違うと認識しています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 多分、今の議論でいうと、政教分離という話が若干誤解があるのかなと思っておりまして、宗教的活動を議員がしてはいけないということではないというふうに思います。あくまでもその、国家権力が主導してこの宗教に入りなさいとか、そういうふうな政治的に宗教を推薦していくような行為が禁止されているわけであって、あくまでも議員個人の信教の自由であったりとか、そういったことについては守らなければいけないのかなというふうに思いますので、若干その政教分離の記載というのを改めて確認した上で行うのがいいのかなと思いました。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 これを拝見しますと、前半部分は公務においてというふうにはきちんと規定されていますが、またはから下の部分というのは確かに信仰を持っている議員がいた場合、ちょっと誤解を招いてしまうおそれが出てくるのかなという印象を持ちます。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 皆様からいただいた御意見で、やはり、重ねてになりますが、議員個人の信仰を妨げるものではないというところは、私も趣旨として同じです。なので、より誤解が生まれないような条文になるように一度修正案を再度提出させていただくということをお願いします。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 ハラスメントについてもこの条文の部分に加えるという案を出してこられている会派がございますが、やはり、そのハラスメントについて盛り込むのであれば、訴えた側、ハラスメントを訴えられた側と訴えた側が一度対等になって話すというか、調査を受ける機会というのを必ず与えられてほしいと。今の現状のように気軽にハラスメント、ハラ

メントというふうに言っている状況でこれを盛り込んでしまうと、やはり、被害を受ける人が相当出てくるというふうに考えています。なので、もし、その機会を設けられない、または金銭的にその予算をつけられるか、つけられないかというところで白黒がはっきりしないのであれば盛り込まないことも大切なことだと感じています。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も先ほどハラスメントのところで、目的のところでも少しお話ししたのですけれども、やはり、政治倫理審査会にかけるとなると、その被害者と加害者への聞き取りが十分にできるのかというところが、先ほど議員からも御指摘があったのかなというふうに思いますし、私もそこに関しては政治倫理審査会でかなり懸念点に挙がるかなというふうに思いますので、そこは少し慎重な検討を要するのではないかなと思います。

あと、もう1点なんですが、基本的にはこの政治倫理基準で定めている元の現状の分については、例えば、寄附だったりあっせん、口利きなどをかなり厳格に明確化するという趣旨で書かれています。例えばですけれども、(2)だと寄附行為等を受けてはならないこととか、もしくは(3)も公共工事、業務委託など、そういったことを具体的に口利きとはどういうことかということを確認に定めている文章になります。

私はこういった形でかなり明確化していかないと、その政治倫理審査会があったときにこれが口利きなのか、あっせんなのかとかというのが分からなくなると思いますので、できる限りこの現状の文章にある、その口利きだったりとかそういった部分を列挙する際は、明確化した記載が望ましいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 私も今の意見に賛成でして、確かに、その公明党がまとめられた文章が読んだときに非常に分かりやすいは分かりやすいのですが、その本当の意味というのを探っていこうとすると、やはり、カットしてしまったがために、かえってその内容がぼやけてしまっているという一面も否めないなというふうに思っております。もう少し文章を、そのこと自体がどういうことなのかというのをより分かりやすくしていただけるように、少し考え直していただけたらと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には市の契約等に不当に関与することは避けるということで、これはもう、法律にきちんとあることなので、法律を守りましょうということで一番いいわけなんですけれども、倫理審査会にかけるとなると、正当な寄附だとかもあることで、そういったことはきちんと明記しておく必要があるし、自己または第三者の利益を図る行為というのは、職務上の地位を利用してということと、議員が一般質問をしてある公益的な団体に対しての支援だとか、そういったことも求めたりする事例があったのではないかなというふうにも記憶しております。ですから、その辺について不当性があるのかどうかということを確認できるように

しておかないと、解釈に幅を持たせてしまうと、議員の活動そのものが制約を受けてしまうようなことにつながりかねないので、その辺の書き方、書き取りについては十分検討を加えていく必要があるのかなというふうに考えます。

あと、地域団体の役員兼務を外すということなんですけれども、ほかにも公共公益的なところがあるわけで、その辺についてどういうふうにするのか、地方自治法の改正もあったわけなので、その辺も含めて十分な検討を加えていく必要があるのではないかなというふうにも考えます。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 御指摘いただきました地域団体の長とか役員とかというところに関してなんですけれども、私が想定している地域団体等に関しては、例えば、自治会とかも含め、あとはPTAとかそういったいわゆる議員としての職務ではなく、あくまでも地域の団体として入っている職務だったり、そういったところに関しては成り手不足の懸念等がある側面もありますので、除外規定を設けたというふうに思っています。それで、例えば、その地域を優先するために議員として利益相反にならないのかというところも懸念としては御指摘があるかなというふうに思っておりますので、そこについては除外規定を設ける形で、それに関わる事案については除外するというような形でバランスを取っていく運営が望ましいのではないかなというふうに思っております。

○吉田武司委員長 松永靖恵議員。

○松永靖恵委員外議員 無所属の会・維新のほうが出されています不正の疑惑を持たれる行為とはみなさないという部分なんです、この疑惑を持つというのがあくまでも市民であって、議員自らがみなさないと言っても、なかなか理解もされにくいだろうし、議員自身に自分自身が甘いというふうに、指摘されるおそれがあるかなとちょっと感じたので、その表現の仕方を検討していったほうがいいのかというふうに感じました。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 この条例を検討するに当たってということで、やはり、使われている用語自体の曖昧さや抽象的、あと、恣意的解釈の余地が入るおそれがあるということを指摘させていただいております。やはり、疑惑というのはあくまで感覚的なもので形状的なものではないので、ごく普通の議員活動を行っていても、それを受け止めるほうは何らかの疑惑があるのではないかと受け止めれば疑惑になってしまうというのが今の倫理条例で、やはり、その辺をきちんと明確にするというのが改正の一つと、条例自体に間違いがあったということがもう一つと、審査会の手続、あと、被審査対象議員の人権あるいは名誉だとかそういったことの担保ということも必要ではないかということで、全体的なことで指摘させていただいておりますので、極力一般的なおそれだけではなくて、疑惑のおそれがあると思うときみたいな、いかようにも解釈できるのは、やはり、検討していく中では避けたほうがいいのかというふうに考えております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 構成の問題なんですけれども、新しい風・希望は行動規範と利益相反、あとはハラスメントに項目を分ける形で御提案いただいているかと思います。この点に関して私は賛成です。分かりやすくなるかなと思います。各会派に出していただいているこの基準の見直しについてもおおむねこの3つに分けて再度構成し直すことが可能かと思います。もし、差し支えなければこの項目は当会派プラスどこかでも、単独でも構わないのですが、本日のこのいただいた意見をこの3つに構成し直して、訂正案をつくらせていただくという進め方ができるかなと思うのですがいかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 おおむね私は、現状として出てきているその構成として、やり方としては賛同いたします。

その中で、例えば、具体的に何が利益相反に当たるのかとか、そういったことについてはまた、再度検討していくという流れがスムーズかなというふうに思います。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、現行の第3条、政治倫理基準のところについては、公明党、まちづくり市民の会、無所属の会・維新、新しい風・希望の4会派においてまとめていただき、すり合わせをさせていただければと思います。また、この中で調整をしていただいて、どこかの会派でまとめるということと、あと、現行を直していくのか、また、条例を一つ一つ分けていくのかというところも協議をしていただければと思います。

このような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

内田委員。

○内田あや委員 そうしましたら、差し支えなければ私のほうで一旦ドラフトをつくらせていただいて、各会派に御相談に上がりたいと思います。

1点、利益相反に関しては公明党が新設として項目を出されていらっしゃるかと思います。もし、その改定のところで皆さんに伝えたいことがあれば、この場で伺っておくのがスムーズかと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 こちらについては第10条のところ、新設として3項目出させていただきました。これについて、今、新しい風・希望の試案の第5条の中に利益相反行為の回避等ということで四角の囲みが出されていますので、これについても再度、会派に持ち帰って、それも含めてそのすり合わせの中に入れていただければと思います。

○吉田武司委員長 それでは、第3条、政治倫理基準についてはよろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、第4条、市民の責務について協議いたします。

第4条について新しい風・希望から提案をいただいておりますので、説明をお願いいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 市民の責務ということで、議員に対して職務の公正を妨げるおそれのある不当な働きかけ、その他の行為を行わないよう努めなければならないとしてあります。現在の条例において、市職員の採用、道義的批判、飲食と定めてありますけれども、議員自体が職員の採用推薦をし、行政に依頼するということ自体が行為規範になるということと、この寄附行為そのものが公職選挙法等で禁止されていますし、飲食の供与そのものも当然同じ寄附行為に当たるとのことなので、議員がきちんとその職務の公正な行為を行うのを妨げるようなことはしないということで、努めなければならないという形にしております。

○吉田武司委員長 新しい風・希望からの提案について説明がありました。

何か御意見ございますでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 ここに関しては、菅原委員がおっしゃっていたところに賛同します。ただ、1点、ここはちょっと私も不勉強で恐縮なのですが、こちらの条例が主語を議員とするものにもかかわらず、ここに関しては市民が主語になっているかという点が気になっていました。市民がこの条例を全員読むわけではないものであることを踏まえると、そもそもこの条文自体に関しては、皆様の知見をちょっといただけたらと思っておりました。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も同じ認識でございます。議員の倫理を定める条例のところに市民の記載があるというふうな立てつけになっておりまして、むしろ、その市民に対する義務を課すのではなくて、議員がしっかりとどの寄附に問題があるのかをしっかりと理解した上で、議員側がしっかりと正しく運用していくという記載のほうが望ましいのではないかなと思っております。ですので、特段市民の責務というのを記載する必要性はないのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 基本的には市民に義務を課す必要はないという考えもあるかもしれませんがけれども、基本的にこういう条例があつて、議員はこういうことができません、また、法に基づいて寄附はできない、飲食のときにはきちんと金額が明記されている会合でないとい出られない、きちんとその会費相応分でなければ無理だとか、そういうことを条例上できちんと明記し、条例上こういうことで定められているのでできないですよということで、説明をするということの趣旨で入れてあるということで、その辺をあえて議員がきちんとすればいいということであるならば、その扱いについて協議されればいいのではないのでしょうか。

基本的には法律で全て定められているので、法の枠内できちんと議員が活動すればいいわけだけれども、それがなかなか難しい事案が見られるであろうということで倫理条例が当時定め

られてきたというふうに記憶しておりますので、ただ、当時の条例を定める特別委員会には入っていませんので、詳細は分かりませんが、今回新たに条例を見直すということで、その辺の市民の責務について協議して、その扱いについて決められればよろしいのではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 政治倫理条例なので、議員と、そして、市民、これは一体となったものというふうに理解しているのかなと思っております。双方を今、聞いていて一理あるなどは思っているんですけども、入っていても不自然ではないのではないかなというのが意見です。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 議員の倫理条例ですけども、やはり、市民の方にも議員はこういう倫理あるいは行為規範に基づいて活動しているというのを知ってもらうことが大切なのかなということもあって、市民は議員に対してこういうことはしないでくださいねというのをお願いするという意味合いでは、市民の役割について定めておくということも必要なのかなということで、さっきも申し上げましたが入れさせていただいております。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 では、確認ですけども、この項目に関しては新しい風・希望の提案のとおりにする、もしくは廃止するかということに関して各会派持ち帰るということで記録させていただきます。

○吉田武司委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければ、第4条についてはまた、この市民の責務というところをなくすか、また、新たに細かく入れるかというところを各会派にて協議していただければと思います。また、内容についても変更等はありませんでしたら、次回のおきをお願いしたいと思います。

先ほど申し遅れましたけれども、新しい風・希望のところの試案では、今のところが第8条になります。

それでは、次に進みます。

第5条について、提案会派から説明をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 無所属の会・維新からは、先ほども政治倫理基準のほうで記載させていただいた自治会長等の役員を担うときにおいて、除斥規定を設けるということになります。基本的には倫理的なものですので、あくまでも市民全体の代表者であるということはもちろんなんですけれども、それを担保するためにも制度として除斥規定を設けるほうがよりよいのではないかなというふうに思っておりますので、御審議いただければと思います。

○吉田武司委員長 無所属の会・維新から御説明がありました。皆さん、御意見等ございますでしょうか。

内田委員。

○内田あや委員 この項目に関しては、もしかしたら利益相反の中に含まれて記載することもできるのかなというふうに考えております。もし、違和感がなければ先ほどの政治倫理基準のドラフトをつくる際にその方向で作成してみようと思っておりますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 市民の信託を受けて選出されてくる議員に対して、ここで除斥規定というのは、私は設ける必要はないと考えています。本来法に触れるであるとか、モラル的に大変大きな問題を起こした議員なのであれば、ほかの方法で除斥することが可能なのかなと。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 基本的には、懲罰的に除斥するというような趣旨ではなくて、あくまでも、例えば、自分たちが所属する団体に関する議案については、公正で客観的な視点で判断してもらうために除斥をするという趣旨で、あくまで自主的に除斥するという趣旨になります。

これが、規定があることによって、例えばですけれども、この団体に所属しているからこの団体の補助金が欲しいという形で政治活動が行われるのではなくて、あくまでも全体として補助金とかそういったものが正しいというようなことを法的に認めてもらうためにも、一定必要性のある議論かなというふうに思っています。除斥規定がなくてもいいのではないかと御指摘は、そういった御意見もあると思いますので、いいのかなと思うんですけれども、基本的にはできる限りより高い基準でより公平性を担保していくほうがいいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 除斥しなければならないという理解でよろしいのでしょうか。

要は、除斥で出てくださいよと、ある議案の場合、委員会に付託されて、その委員会にその当該議員が所属していた場合と本会議でかける場合、どちらも除斥という理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 記載文面のほうといたしましては、議員は自身が役員を務める地域団体に対し、直接的に個別の利益をもたらす議案や請願、陳情の審査においては地方自治法第117条の趣旨にのっとり除斥の対象となることを自覚し、慎重に行動をしなければならないというような記載なんですけれども、具体的にどういったことを想定している事案かといいますと、例えば、自治会が陳情を出してきましたと。陳情を出してこういった施設を造ってほしいとか、もしくはこういったことをやってほしいという陳情が出てきた場合については、その所属している役員とかそういったものは除斥するか、もしくは、例えば、その団体にのみ補助金が出るような補正予算とか、そういったところについては除斥するという趣旨で記載したことになります。

あくまでもこれは、自覚し、慎重に行動をしなくてはならないというふうに記載したんですけれども、議員として、やはり、参加する権限はあると思うんです。ただ、そこについてより高い基準で公平性を担保するために慎重に行動して、例えば、ここについては除斥させていただきますというような形を取れるようにしているというので、あくまでもしなければならないという規定ではないということをお理解いただければと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 除斥というのは出ては駄目だという趣旨だと思うんです。あくまでこれ、私はこの団体と関わりがあるから棄権しますというのと、趣旨が違うと思うんですけれども、その辺についてはどう理解したらよろしいのでしょうか。

あと、もう一つ、今、陳情の話が出たのですが、陳情が出た際に、仮の話ですけれども、今出た自治会なりでこういうことをやってほしいと、あるいは団体で陳情を出したときに、その団体の末席の幹事を議員がやっていた場合、その議員は除斥対象になるという理解でよろしいのでしょうか。2つお願いします。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 あくまでも私個人としては、除斥というのはあくまでも、他の方が判断されて除斥となるというようなことではあるとは思いますが、その趣旨を踏まえた上で自主的に出ないという選択をされるとかを盛り込んでいるということになります。非常に難しいのが、これは倫理を規定しているの、あくまでもこれは除斥になりますという規定をすると、それは倫理に関わるものではないのかなというふうに思いますので、あくまでも個人がどういふふうに行動するのかを記載したという形で、慎重に行動しなくてはならないというふうな記載になりました。

この文面はもちろん、あくまでも私の案ですので、完璧ではないとは思いますが、そのように御理解いただければというふうに思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 倫理あるいは行為規範で、要は議員は不当な働きかけをしない、法にのっとった議員としての使命を自覚して活動しましょうというところで、それをやらない場合についてはこういうことがありますよと基準を定めるのがこの条例の趣旨で、今のあくまで倫理ですからその御判断でとなってしまうと、疑惑という言葉が生きると、そのまま残って賛成多数だけれども、1票差で可決しましたとか、否決しましたという場合に、そういうことはないことを想定したいんですけれども、いや、やはり、あの議員はなというふうな受け止め方をされかねないのではないかなと。そういうことは避けたいので、行為規範であれば、さっき無所属・維新の会の方が言われたとおり、やはり、明確にした基準で外れるということなので、審査会にかけられますよということはいかないという気がするの、ここはちょっと、もっと検討する必要があるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○吉田武司委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員　そうですね、おっしゃるとおりどういうものが除斥対象になるのかということころは、明確化したほうが条例の趣旨としてはかなっているのかなというふうに思いますので、そこについては今後、見直しの検討にしていいただければなというふうに思います。

○吉田武司委員長　吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員　これは政治倫理条例ということなので、この案は倫理観としてはもちろん認められるものであることに間違いはないと思いますが、現実的にどうなのかということと、あと、骨子として、その根幹を貫くものとして明確な言葉でつづられていくのが、やはり、条例のあるべき姿だと思うので、枝葉のところまでいってしまうと、非常に判断が難しいのかなと。あと、やはり、議員というのは信託を得て1票を投じる、それで、賛成も反対もできるというのが、議員の立場だと思いますので、除斥のところまで触れるというのはかなり慎重に検討すべきではないかと思います。

○吉田武司委員長　鎌田委員。

○鎌田泰春委員　おっしゃるとおりで、除斥のところについては慎重な判断が要されるのかなというふうに思っております。ただ、ここで上げた経緯といたしましては、今まで自治会長等を担っていいのか悪いのかというところが、議員の方たちの中でも非常に意見が分かれている、もしくは慎重な議論が必要なのかというのもあったところです。今の倫理条例の基準に当てはめて考えると、全くその自治会長を担ったとしても、その倫理条例の基準に当たらないというふうには解釈できるんですけども、今現状としては自主的に辞められている状況であったりとか、そういうふうに認識していますので、それらをどういうふうに折り合いをつけてやっていくかということころの中で、除斥規定というのが落としどころなのではないかというようなことでも出させていただいたので、慎重な議論は必要かと思うんですけども、自治会長を担えるかどうかということころに関しては、記載は明確化したほうが今後の運営においていいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長　菅原委員。

○菅原満委員　この関係については、地方自治法も改正されてきていて、大分以前は補助金を受けるところについての議員は、たしか、自治法上なれないような書き方だったのではないかと記憶しておりますけれども、それが改正されて、また、今回兼業のところでも法律が改正されたということがあるのと、あともう一つは、やはり、倫理条例もですけども、やはり、補助団体の長に議員がついているということだと、やはり、いろいろと当然言われかねないとか、そういう問題は起きたことはないのですが、やはり、避けましょうということで来ているので、条例上駄目だとかではなかったというふうに記憶しています。ただ、避けたほうがいいかもしれないと。

もう一つは、今回条例の見直しがあるので、その辺もきちんと条例見直しの中ではっきりさせておけばいいのかなと。除斥に関しては、これは議員の採決に加わる権利を行使することを妨げることにもなるので、その辺はやはり、きちんと調べて、対応していかないと、先程も言

ったように委員会審査は具体的だから除斥、採決は全体だから入ってもらおうとか、かえって分かりにくくなるということもあります。その辺、きちんと行政実例だとかで明確になってきているので、自治会長云々、あるいは地区社会福祉協議会だとか、任意の団体のものとか、その辺はきちんと分けて条例の検討を進めていけばいいのではないかと考えます。

除斥というのはもうちょっと、どういう場合が除斥になるのかというのをきちんと確認した上で検討を加えていったほうがいいのではないかと考えます。

○吉田武司委員長 吉田活世議員。

○吉田活世委員外議員 議員という存在も、やはり、一例ですけれども、市長派、反市長派とか、時に対立するような関係になるときもあって、私たちは1人1人対等な立場で、いつもいつも守られているとは限らない。陳情を挙げてこられるときも特定の政党を攻撃するために陳情を上げられるというような状況もあるんです。いろいろな状況があるので、やはり、最終的に守らなければいけないのは、議員1人1人の市民の信託を得て上がってきて、議案に対して判断を表明できるというところは、絶対に死守しなければならないところだと思います。様々なシチュエーションがあると思うので、その部分にまで規制をかけていくのは、少々危険かなというふうに感じました。

○吉田武司委員長 第5条について、御意見をいただきました。この見直しについては、今の御意見を踏まえて、各会派に持ち帰って協議をしていただきたいと思います。

第5条についてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、第6条については、第2条の議員の責務、新しい風・希望の案の第3条のところと一緒に協議するということになっていますので、第6条までは本日終了ということにしたいと思います。

次に、次回の議会運営委員会等の日程を確認します。

今回は、4月21日、火曜日、午前9時30分から、特定事件8、議長の諮問に関することについてとして、議会改革についてとなりますが、本日和光市議会議員政治倫理条例の第6条まで協議いたしましたので、今回は第7条から協議したいと思います。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上で本日の議事は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司